

学級規模の縮小と次期定数改善計画の実施を求める意見書

学校現場では、いじめや不登校、非行問題行動など、子どもたちをとりまく教育課題は依然として克服されておらず、これまでも増してきめ細かな対応が必要となってきた。また、特別支援教育のあり方や日本語教育の必要な子どもの増加などの課題にも直面している。このような様々な課題に対応するためには、学級規模の縮小は不可欠である。各地方自治体ごとの工夫で学級規模の縮小が行われているものの、その配置教員等の財政負担は本来国が負うべきものとする。

一方、第七次定数改善計画が平成17年度に完結して以来、次の改善計画の実施は見送られたままになっている。また、「行政改革推進法」の制定により、文科省のその後の教員定数改善措置は、学校現場の課題解決に結びついたものとは言えず、子どもたち・保護者・県民の願いに応えるものとなっていない。一人ひとりにゆきとどいた教育を実現するためには、教員が子どもと向き合う時間を確保し、よりきめ細かな指導が可能となるようにしていかなければならない。そのためにも、教職員定数増をはじめとした教育条件整備が重要であり、次期定数改善計画の実施を含めた国によるさらなる定数改善が望まれる。

よって、国におかれては、平成22年度の政府予算編成にあたり、国段階における学級規模縮小と次期定数改善計画の早期実現にむけて、十分な教育予算を確保されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年9月25日

蒲 郡 市 議 会

内閣総理大臣	}	あて
財務大臣		
文部科学大臣		
総務大臣		